



平成 29 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 三菱製鋼株式会社
代表者名 取締役社長 佐藤 基行
(コード番号 5632 東証第一部)
問合せ先 総務人事部長 倉内 拓哉
(TEL. 03-3536-3111)

役員報酬 B I P 信託導入に伴う第三者割当による新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。以下「取締役」という）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）の導入に伴い、第三者割当による新株式発行（以下「本新株式発行」という）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	平成 29 年 9 月 26 日（火）
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 543,000 株
(3) 発行価額	1 株式につき 290 円
(4) 発行総額	157,470,000 円
(5) 割当予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）
(6) その他	本新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 発行の目的及び理由

当社は、取締役を対象に、中長期的な業績向上および企業価値の増大へのインセンティブを高めることを目的として、本制度の導入を決議しております。本制度の概要については、平成 29 年 5 月 15 日公表の「当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本新株式発行は、当社が本制度の導入に際し、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 B I P 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対し第三者割当により行うものです。

発行数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役に交付すると見込まれる株式数^{※1}である 543,000 株としております。その希薄化の規模は平成 29 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 156,556,683 株に対し 0.35%（小数点第 3 位を四捨五入、平成 29 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 153,471 個に対する割合 0.35%）となります。

本新株式発行により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い取締役に交付が行われるものであり、本新株式発行による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※1 取締役に対する交付株式数は、役員および信託期間中の業績目標の達成度に基づき決定されます。

信託契約の概要

(1) 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(2) 信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
(3) 委託者	当社
(4) 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
(5) 受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
(6) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
(7) 信託契約日	平成29年9月19日
(8) 信託の期間	平成29年9月19日～平成33年8月末日（予定）
(9) 制度開始日	平成29年9月19日
(10) 議決権行使	行使しないものとします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度の導入を目的として行います。

発行価額は、恣意性を排除した価額とするため日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成29年8月29日）の東京証券取引所における当社株式の終値である290円としております。

本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしましたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、発行価額として合理的であると考えたためです。

また、当該株価は、東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1カ月間（平成29年7月31日から平成29年8月29日まで）の終値の平均値である286円（円未満切捨て）に101.40%（乖離率1.40%）を乗じた額であり、同直前3カ月間（平成29年5月30日から平成29年8月29日まで）の終値の平均値である273円（円未満切捨て）に106.23%（乖離率6.23%）を乗じた額であり、同直前6カ月間（平成29年3月1日から平成29年8月29日まで）の終値の平均値である258円（円未満切捨て）に112.40%（乖離率12.40%）を乗じた額であることから、特に有利な発行価額には該当しないものと判断いたしました。当社監査役全員（4名。うち3名は社外監査役）も、日本証券業協会の指針等をふまえ、有利発行ではないと判断した取締役会の判断過程及びその内容に不合理な点は見当たらず、法令違反の事実は認められない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本新株式発行は、希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上